

株式会社三河機工 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年6月1日～平成34年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して
社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成29年6月～ 法に基づく諸制度の調査など情報収集
- 平成30年度～ 制度に関するパンフレットを社員に配布
グループウェアなどによる社員への周知

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休育休中の社会保険料などに
ついて制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成31年6月～ 法に基づく諸制度の調査など情報収集
- 平成32年度～ 制度に関するパンフレットを社員に配布
グループウェアなどによる社員への周知

目標3：子が3歳になるまで育児休業を取得できる制度を導入する。

<対策>

- 平成33年6月～ 法に基づく諸制度の調査、制度の検討開始
- 平成34年度～ 制度の導入、グループウェアを活用した周知・啓発の実施